6 番	6 番 新井 亜由美 議員		
質問タイトル(大コ	項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
1. にじの丘学園のバ	ス通学時	(1)バス内の見守りの必要	①2020年4月の開校時にバス内の見守り体制を整えた理由と目的を伺います。
のバス内の見守りにつ	ついて	性について	
			②バス内の見守りがあることで、子どもの教育にどのような効果があったか伺いま
【趣旨説明】			す。
2020年4月の開校	から、に		
じの丘学園にはバスを	を利用し		③委託先であるシルバー人材センターから派遣されていたバス内の見守りスタッフ
て通学できることにた	なってい		との情報交換や話し合いなどは実施されていたか伺います。
ますが、バス内の見ち	守りをシ		
ルバー人材センターに	に委託す	(2)バス内の見守り体制が	①年間を通して実施していた見守りを3ヶ月にすることになった経緯を伺います。
る形で実施されてきる	ました。	変更となった経緯について	
ところが、2022 年度	度からは、		②バス内の見守りが今年度から4月からの3ヶ月で問題ないとした根拠を伺います。
バス内の見守りは4月	月から6		
月までの3ヶ月間に降	限定する	(3)子どもや保護者、地域	①バス内の見守り体制の変更について、保護者には昨年度末にお知らせの用紙が配
ことになりました。		や学校との相談について	布されました。年間通しての見守りから、4月~6月までの3ヶ月に変更すること
バス内の見守り体制の変更			について、子どもや保護者、地域や登下校ボランティア、コミュニティースクール
について、学校、保護者、子			に相談がなかったと聞いています。通学の事については、教育委員会や学校だけで
ども、地域などとの話し合い			決めることではないと考えますが、なぜ相談がなかったのか伺います。
がされたか、期間を短縮する			
ことで子どもや保護者への不			②改めて、子どもや保護者から意見を聞き、学校や地域、登下校ボランティア、コ
安や負担の増加がないかなど			ミュニティースクールとの相談や話し合いが必要と考えますが、見解を伺います。
改善の必要の有無を質問しま			
す。			③当事者の声を聞き相談した結果、4月~6月の3ヶ月間のバス内の見守りについて、
			修正もあり得るのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6	番
U	44

新井 亜由美 議員

質問タイトル(大項目)

2. 支援の必要な子どもの最善 の利益を保障するために福祉 サービスはその役割を果たせ ているか

【質問趣旨】

病気や障害により利用している障害福祉サービスは、児童福祉法・障害者総合支援法に位置づけられており、その理念には、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に日常生活・社会生活の支援を行うと記されています。

ところが障害児(者)の保護者から「福祉サービスが思うように使えない」「利用できる日数が足りない」「学校の卒業と同時に福祉サービスで介護を補うことができず、

質問項目 (中項目)

(1) 放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援の目的と役割について

具体的質問内容(小項目)

①厚生労働省が示す放課後等デイサービスのガイドラインには、基本的役割として、 1つ目に「子どもの最善の利益の保障」2つ目に「共生社会の実現に向けた後方支援」 3つ目に「保護者支援」が記されています。

同じく、児童発達支援のガイドラインには基本理念として、1つ目に「障害のある子ども本人の最善の利益の保障」2つ目に「地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮」3つ目に「家族支援の重視」4つ目に「障害のある子どもの地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割」が記されています。

この 2 つの障害児へのサービスは、当事者である子どもへの直接支援と同時に、 保護者など家族への支援を行うことも大きな柱として位置づけられていると考えま すが、そのような認識で間違いないか市の見解を伺います。

②瀬戸市地域生活支援事業実施要綱が示す日中一時支援の目的には、「障害者が養護学校等下校後に活動する場の確保、保護者の就労支援、日中における保護者の急務による一時的見守り、障害者を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を目的とする」と記されています。

放課後等デイサービスと児童発達支援と同様に、サービスの提供によって「子どもの最善の利益の保障」と「保護者支援」が目的と考えますが、そのような認識で間違いないか市の見解を伺います。

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員		
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
退職か時間短縮液	かの選択を迫	(2)サービス等利用計画の	①障害児(者)がサービスを利用する際に必要な、サービス等利用計画案を作成す
られている」「イ	木日や長期休	作成について	る目的を伺います。
業時の子どもの	居場所がなく		
正規労働ができる	ない」など		②サービス等利用計画は本人や家族のニーズに基づくものであり、サービスの支給
様々な相談が寄っ	せられていま		上限を超える計画案もありうると考えますが実状を伺います。
す。			
これらの相談	を受けて、保	(3)利用日数(支給量)の	①放課後等デイサービスと児童発達支援と日中一時支援は、保護者が就労している
護者から「諦めて	ている」とい	上限と複数のサービスの同	障害児(者)の日々の療育や生活を保障しています。
う言葉が発せられ	れる現状に違	日利用について	それらの支給量の月の上限が23日となっており、根拠として「週休2日制度の定
和感と危機感を覚	覚えました。		着を踏まえて各月の日数から 8 日差し引く」とのことです。子どもの障害や保護者
今回相談の集	中した、障害		の働き方も含めた様々な事情により、必要なサービスの種類や量は変わりますが、
児から障害者へ	, . ,		本人や保護者に上限日数を超えた支給が可能なことを説明されているか伺います。
のサービス利用			
の果たすべき役割と現状をつ			②市の規定である「地域生活支援事業の取り扱いについて」の中に、日中一時支援
かみ改善に向けて質問しま			の支給量について、月の上限 23 日に加えて、「真にやむをえない場合」は 28 日ま
す。			で利用できることが記されています。その根拠として「最低週1日ぐらいは家庭内
			で介護する計算」とされていますが、在宅で障害児(者)と暮らす保護者や家族は、
			毎日 365 日介護をしています。週に1回は、サービスが利用できないことを規定し
			ているように読めますが見解を伺います。
			③児童発達支援と日中一時支援の同日利用は認められており、放課後等デイサービュート はまばの同日利用は認められており、放課後等デイサービュート 100円 1
			スと日中一時支援の同日利用は認められていません。その理由を伺います。
			(3 ページ)

(3 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員		
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
			④夏休みなど長期休業時は、就労している保護者の中には、朝から夕方まで放課後等デイサービスを利用している子どもの方が、親の帰宅よりも早くなってしまうため「兄弟に負担をかけている」「働けない」「働きにくい」という声があります。 放課後等デイサービスと日中一時支援の同日利用の要望がありますが、支給決定は可能か伺います。
			⑤特別支援学校を卒業し、介護給付の中の生活介護や、訓練給付の中の就労移行支援を利用している(しようと考えている)本人・保護者の中にも、日中活動のサービスと日中一時支援の同日利用の希望がありますが、支給決定は可能か伺います。
			⑥市の規定である「瀬戸市における障害福祉サービスの支給決定に関する基準について」の中では「放課後等デイサービスと日中一時支援との併用を求められることが多いであろうが、今のところ瀬戸市では、児童発達支援にしか併用の規定はないため適用しないよう注意する」と、併用を求める声が多いことが事実として記されています。実態に即して規定の変更が必要と考えますが見解を伺います。
		(4)支給決定の基準を超え た支援が必要な場合につい て	①瀬戸市や厚生労働省の文書では「真にやむを得ない場合」や「市町村が必要と判断した場合」は基準を超えた支給ができることが示されています。その判断基準と手続きを具体的に伺います。

(4 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【(1)、(2)、(3)・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

亜由美 議員	
質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
	②基準を超える支給決定がされる具体例を伺ったところ「予測不可能な急病により 支援者が不在となる等」とのことでした。
	③「支給日数を増やして欲しいと相談してもダメだった」「変更の度に細かい聞き取りの面談があり諦めた」「基準以上は無理だから特別支援学校卒業と同時に退職か時短か迫られている」などの声を聞いていますが、市の窓口や支援センターでもこれらの実態を把握していると考えますが、このような事が発生する要因と、改善策を伺います。

(5 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。